

平成23年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

土木交通部

（注） 1、 2の説明

表頭欄の「根拠法令」( 1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」( 2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 1	適用 類型 2
大津土木事務所	真野川広域河川改修事業に伴う施工委託	水道管移設設計工事委託	平成24年2月9日	大津市公営企業管理者	6,009,000	大津市域に敷設されている水道管の移転等工事を施工委託するため、水道管管理者と随意契約した。	2号	3ア